



茨城県報

第 515 号

令和 6 年 (2024 年) 6 月 3 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (21 件) (障害福祉課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 9
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (10 件) (中小企業課) 11
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 18
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 19

(病 院 局)

- 患者自己負担分に係る未収金の収納事務の委託の解除 19
- 患者自己負担分に係る未収金の収納事務の委託 19

公 告

- 茨城県土地利用基本計画の変更 (地域振興課) 20
- 令和 6 年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) 20
- 事業計画変更の縦覧 (2 件) (宅地整備販売課) 23
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 24
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 24

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示 25

指 示

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 25

告 示

茨城県告示第594号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 3 日

（警 察 本 部）

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 6 月 3 日

茨城県警察本部長 一 瀬 圭 一

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①緊急配備支援システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 6 年 5 月 22 日 ④株式会社 J E C C 営業統括本部長飯倉義一 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤月額 8,988,400 円（消費税及び地方消費税抜き額） ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 4 月 11 日 ⑧落札方式は最低価格

指 示

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 1 号

霞ヶ浦北浦海区における落とし網漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 6 年 6 月 3 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴 木 幸 雄

（操業の承認）

1 霞ヶ浦北浦海区において、落とし網漁業（小割式養殖業に使用する網いけすの網の底面又は側面に穴を設けた網（返しを付けたものを含む。）を設置し、水産動物を採捕する漁業をいう。以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究の目的で行うものであって、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

（承認対象者）

2 承認の対象となる者は、第 1 種区画漁業権（小割式養殖業）の行使者であって、委員会が漁業調整上支障がないと認めた者であること。

（操業区域）

3 本漁業の操業区域は、第 1 種区画漁業権（小割式養殖業）漁場であって、承認を受けようとする者が行使する既存の養殖施設内とする。

（操業期間）

4 本漁業の操業期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（承認の有効期間）

5 1 の承認の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和11年 8 月31日までとする。

（漁獲実績報告書の提出）

6 本漁業の承認を受けた者は、毎年操業期間終了後、所属する漁業協同組合に別に定める漁獲実績報告書を提出するものとし、提出を受けた漁業協同組合は一括して取りまとめのうえ、4 月20日までに委員会に提出しなければならない。

（承認の取り消し）

7 この指示に違反した場合には、1 の承認を取り消すことがある。

（指示の有効期間）

8 この指示の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和11年 8 月31日までとする。

落とし網漁業操業承認に関する委員会指示取扱要領

令和 6 年 6 月 3 日付け霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 1 号による落とし網漁業の委員会指示に関する取扱要領を次のとおり定める。

（承認の申請）

- 1 操業の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類をその者が所属する漁業協同組合に提出するものとし、当該組合長は提出された書類を一括して取りまとめのうえ、副申書を添えて霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（1）落とし網漁業操業承認申請書（別記様式第 1 号）

（承認申請書の提出期限）

- 2 上記 1 の承認申請書の提出期限は、令和 6 年 7 月 31 日とする。

（承認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、落とし網漁業操業承認証（別記様式第 2 号、以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付の申請）

- 4 承認証の記載事項に変更が生じた場合、申請者は、速やかに落とし網漁業操業承認証書換交付申請書（別記様式第 3 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付の申請）

- 5 承認証を亡失し、又はき損した場合、申請者は、速やかに落とし網漁業操業承認証再交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（承認証の返納）

- 6 承認期間終了後は、速やかに承認証を委員会に返納しなければならない。

（実績報告）

- 7 委員会指示第 6 で規定する報告書の様式は、別記様式第 5 号のとおりとする。

（承認面数）

- 8 承認面数は、第 1 種区画漁業権免許において申請者が行使するいけす網の設置面数の半数以内とする。

（様式第 1 号）

落とし網漁業操業承認申請書

令和 6 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

落とし網漁業の操業について承認を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 操業面数 _____ 面 以内
ただし、第 1 種区画漁業権免許において申請者が行使するいけす網の
設置面数の半数以内とすること。
- 2 承認の有効期間 令和 6 年 9 月 1 日 から 令和 11 年 8 月 31 日 まで
- 3 操業区域 霞北区第 _____ 号漁場

(様式第 2 号)

落とし網漁業操業承認証

1 承認番号	霞北調第 号
2 住 所	
3 氏 名	
4 操業面数	
5 操業期間	4 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 まで
6 操業区域	霞北区第 号漁場とする。
7 承認の 有効期間	令和 6 年 9 月 1 日 から 令和 11 年 8 月 31 日 まで

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 印

(様式第 3 号)

落とし網漁業操業承認証書換交付申請書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

落とし網漁業操業承認証の記載事項に変更を生じたので、関係書類を添えて申請します。

記

1 書換交付の理由

2 変更となった事項

事項	書換後	書換前

3 添付書類

- (1) 承認証原本
- (2) 変更となったことを証する書類

（様式第 4 号）

落とし網漁業操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

落とし網漁業操業承認証を亡失・き損したので再交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 再交付の理由

2 添付書類

（1）き損の場合は、承認証原本

(様式第 5 号)

令和____年度分 落とし網漁業操業実績報告書

令和 年 月 日

____漁業協同組合長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

	操業 日数	操業 面数	操業実績（k g）				取上げ 回数
			アメリカ ナマズ	その他		合 計	
				コイ			
4 月	日	面					回
5 月	日	面					回
6 月	日	面					回
7 月	日	面					回
8 月	日	面					回
9 月	日	面					回
10 月	日	面					回
11 月	日	面					回
12 月	日	面					回
1 月	日	面					回
2 月	日	面					回
3 月	日	面					回
合計	日						回